

特定非営利活動法人ドラマケーション普及センター

会 員 規 約

第1章

総則

第1条（活動目的等）

特定非営利活動法人ドラマケーション普及センター（以下、「当センター」という）は、広く一般市民に対してドラマケーションの普及に関する事業、青少年の健全育成に関する事業、青少年に対する文化芸術活動の推進に関する事業、ドラマケーションを通じた認知症予防・介護予防等の健康増進に関する事業、若年者及び就職困難者に対する職業能力の開発に関する事業、ドラマケーション指導者の育成・養成及びその支援に関する事業を行ない、ドラマケーションを通じて子どもの健全育成、福祉の増進、職業能力の開発及び文化、芸術の振興を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

第2条（本規約の範囲）

本規約は、当センターに会員として入会したものが、当センターの会員として行う一切の行為に適用される。

第2章

会員

第3条（入会）

会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込む。

第4条（入会金及び会費）

会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第5条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号に掲げる一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1）退会届の提出をしたとき。
- （2）本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- （3）継続して1年以上会費を滞納したとき。
- （4）除名されたとき。

第6条（退会）

会員は、別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

第7条（会費等の払戻）

会員が既に納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しない。

第8条（有効期限）

会員契約の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日まで（入会の初年度は入会した日から一番早く到来する3月31日まで）とする。

第9条（変更の届出）

- 1 会員は、その氏名若しくは名称、住所、又は連絡先等について、当センターへの届出事項に変更が生じた場合には、その旨及び変更後の事項を当センターに対して通知する。
- 2 当センターは、会員が前項の通知を行わなかった事による不利益についての責任を負わない。

第10条（除名）

- 1 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。
 - （1）本規約及び当センターの定款に違反したとき。
 - （2）当センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 会員の権利

第11条（権利）

- ・商用使用をする権利（但し、別に定める資格を有する者に限る）
- ・会員向けメールマガジンの受けとり
- ・会員限定ページへのアクセス権限
- ・ファシリテーター紹介ページの掲載の権利（但し、掲載は有資格者に限る）
- ・当センターのロゴ使用权の付与（要申請）
- ・各種セミナー、イベントの優先案内と優待割引

第4章 その他

第12条（著作権）

- 1 当センターによって制作される著作物の著作権は全て当センターに帰属する。
- 2 当センターによって提供される著作物を、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止する。

第13条（個人情報）

次の各号に挙げる場合は、入会申込及び更新提出書類に記載された個人情報を、当センターが利用又は、第三者へ提供することができる。

- （1）当センターの活動に関して使用する場合。
- （2）法令等に基づく場合。
- （3）人の生命、身体または財産の保護の為に必要がある場合。
- （4）国の機関もしくは、地方公共団体又はその委託を受けたものが、法令の定める業務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

第14条（免責及び損害賠償）

- 1 会員は、当センターの活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または、第三者が損害を被った場合であっても、当センターは一切責任を負わないものとする。
- 2 仮に当センターが会員に対して損害賠償を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、当センターは、損害ならびに第三者からの請求及び、軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとする。
- 3 会員は故意又は過失により当センターに損害を与えた場合は、その賠償をする義務を負うものとする。

第15条（規約の追加・変更）

理事会の決定に基づき、本規約及び本規約に付随する規程の全部又一部を変更することができる。

第16条（条項等の無効）

本規約の条項のいずれかが裁判所によって違法または無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとする。

第17条（協議事項）

本規約の内容について協議が生じた場合、又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとする。